令和７年度国立市防犯機器等購入等緊急助成金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、防犯機器等を購入する場合に、国立市防犯機器等購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「防犯機器等」とは、侵入盗被害防止に有用とされる防犯対策用機器をいう。

（助成対象者）

第３条　市内に住民登録があり、居住している者であって、防犯機器等を購入し、当該住宅に設置しようとするものとする。

（助成対象経費）

第４条　助成金の対象となる経費（次条において「助成対象経費」という。）は、住民がその居住する住宅に実施する防犯対策のうち防犯機器等の購入に要した費用（消費税を含む。）とする。

以下に掲げる場合は、交付の対象としない。

（１）共同住宅における共用部分への設置の場合

（２）購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合

（３）住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合

（４）管理者や管理組合など住民以外が導入する場合

（５）転売・譲渡等を目的とする場合

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、対象経費の２分の１の額（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、２０，０００円を上限とする。

２　助成金は、毎年度予算の範囲内で交付する。

（助成回数の制限）

第６条　助成金の交付は、１世帯につき１回限りとする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める

期日までに、国立市防犯機器等購入助成金交付申請兼請求書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、電子情報処理組織（国立市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により、助成金の申請を行うことができる。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、国立市防犯機器等購入助成金交付決定通知書（第２号様式）または、国立市防犯機器等購入助成金不交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請を行った者に通知する。

２　市長は、前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を行ったときは、当該交付決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（２）この要領の規定に違反したとき。

（３）助成金を防犯機器等の購入以外の用途に使用したとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の一部又は全部を取り消したときは、国立市防犯機器等購入助成金交付決定取消通知書（第４号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、国立市購入助成金返還請求書（第５号様式）により、交付決定者に対して期

限を定め、その返還を求めるものとする。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要領は、令和７年７月１日から施行する。